

(別紙)

通し番号	条項	質問	回答
1	全般	「商品先物取引業者等の監督の基本的な方針」の法的な位置付けは、基本的に「外部効果」を有しない規制という解釈で良いか。	本指針は、主務省が商品先物取引業者等を監督するにあたっての基本的な留意点を記載したものです。法令の画一的運用を行う趣旨で定めたものではなく、また、本指針に定める要件を具備していることをもって、直ちに法令に反しないものと解釈、運用されるべきものではないと考えられます。
2	全般	「委託者等」(委託者または店頭商品デリバティブ取引の相手方)と定義がある一方、「顧客等」については定義が見当たらないことから、相違点を教えていただきたい。	Ⅱ-4-3-8(1)において、顧客の親族及び顧客の代理人を含むものとして定義しています。
3	全般	監督に係る事務処理上の留意点の公表等を予定しているか確認したい	留意点についても本指針に記載しています。
4	全般	法令照会に係る手続きやノーアクションレター制度等に係る記載がないが、法令に関し不明点があった場合は、主務省担当課に適宜問い合わせをしてよいとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
5	全般	特定店頭商品デリバティブ取引業者記載箇所を除き、業対象外取引は、本監督指針の規制対象外との理解でよいか。	商品先物取引法の規制対象とならない行為については対象外と考えられます。
6	全般	本監督指針で求める体制については、商品先物取引業の取扱いが限定的な業者や商品先物取引仲介業者の場合、銀行法や金融商品取引法等にもとづく他の業務について、すでに同種の体制が整備済みの場合、商品先物取引業に限定した新たな対応を個別に行うことまで求めているとの理解でよいか。	基本的には社内規定等を策定していただく必要がありますが、既に同様の規定等が整備され顧客保護に万全を期する体制となっていれば、新たな対応を整備していただくことを求めているものではありません。
7	全般	本監督指針の適用時期については、経過措置等を設けるなど、十分な配慮をいただきたい。また、経過措置を設けることが困難な場合は、直ちに本指針に沿った態勢が整備されない場合でも、態勢整備に向けた取組みがなされていれば、問題ないとの理解でよいか。	
8	全般	平成23年1月1日の改正法施行に向けて、本指針も作成されているものと考えられるが、パブリックコメントに付されたのが11月中旬では、商品先物取引業者にとって準備期間があまりにも短すぎるので、1の基本的考え方の中に「指針決定後しばらく(例えば6か月)の準備期間を考慮する」旨明記されたい。	実態として本指針の求める体制が整備されていることが必要であると考えられます。
9	全般	本指針の確定が12月13日以降になること、本指針を踏まえた日商協の自主規制規則がまだ制定されていないこと等の事情により、商品取引員各社における社内	

通し 番号	条項	質問	回答
		規定及び社内管理体制の整備が法の施行日までに間に合わないため、対応の猶予期間を設けていただきたい。	
10	全般Ⅰ	<p>以下のような趣旨の文言の追加を検討いただきたい。</p> <p>「業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、商品先物取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されていることが肝要である。」「本検査マニュアルは、検査対象先の範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に亘ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。」 (同8頁)。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
11	全般Ⅱ	<p>いわゆる専業業者（商品先物取引業を主たる業務とする者）と兼業業者（商品先物取引業の取扱いが限定的な者）について、記載上、特段の差異が設けられていないが、経営管理等の態勢整備については、商品先物取引業の取扱いが限定的な者にとって過大な負担とならないよう、顧客保護に支障が無いことを前提に、各社の業務の実態に応じた対応が認められないか。</p>	<p>顧客保護に万全を期すため、本指針を遵守していただく必要があるものと考えられます。</p>
12	全般ⅠⅡⅢ ⅣⅤⅥ	<p>商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者、特定店頭デリバティブ取引業者〔海外先物、CFD等の業者〕に対しての規制をどのように対処していくには、現行の商品取引所法に海外の商品取引所の取引員たちをどのように参入してもらうことが一番適切なのかを考慮すればよいのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
13	I-1-1	<p>下から3行目に「効果的かつ実効性の高い監督行政を行うためには、「オンサイト」とあるが、この「オンサイト」とは主務省の立入検査のことを指すと解釈されるので、「効果的かつ実効性の高い監督行政を行うためには、立入検査による「オンサイト」と修文されたい。</p>	<p>ここでのオンサイトとは立入検査を指すものと考えられます。</p>
14	I-1-1	<p>下から3行目に「各種報告に基づく「オフサイト」の双方のモニタリング手法を」とあるが、オフサイトのモニタリングという表現が抽象的なので「各種報告内容等を分析した上での「オフサイト」の双方のモニタリング手法を」と修文した上で、各種報告の内容や様式を示されたい。</p>	
15	I-1-1	<p>「経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促し」、「分析結果の商品先物取引業者等への還元及びヒアリ</p>	<p>貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>

通し 番号	条項	質問	回答
		ングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていく」等、商品先物取引業者等の自主的努力を尊重するとの「基本的考え方」を踏まえた検査・監督を実施していただくようお願いしたい。	
16	I-1-1	本文17行目【引業】という。】と【以下同じ】との間の、【】という。】は【】をいう。】の誤植ではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
17	I-1-2(3)	「主務省は、商品先物取引業者等の自己責任原則に則った経営判断を法令等に基づき検証する。」とあるが、「法令等」に含まれる規制は、具体的にはどういったものを想定しているのか例示いただきたい。	商品先物取引法をはじめとする全ての法律や諸規則等を指しております。
18	I-2	業者ごとの適用表がないが、今後作成する予定があるか確認したい。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、業務の種別に応じた構成としてしています。
19	II-1-1(1) ③ II-1-1(2) ⑦	II-1-1(1)③に記載されている「また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。」との記載は不要ではないか。	業務の適正性を確保するため、記載が必要と考えられます。
20	II-1-2(3) 、(4)	(3)の「委託者等の利益を害する事実がないこと」、(4)の「その情状が特に重いと認められることがないこと」の内容をより具体的に示されたい。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、顧客の取引情報を不正に利用して自己の取引を行うことなどが該当すると考えられます。
21	II-1-2(5)	「商品先物取引法施行規則第80条第1項第16号に規定する兼業業務が商品先物取引業を行うに当たって支障がないこと」と、「役員の選任議案の決定プロセス等」との間にどのような関連があるのか確認したい。	ご意見を踏まえ、修正します。
22	II-1-3(2) 、(3) II-6 II-9(7)⑦	「暴力団員」、「暴力団と密接な関係」等と「反社会的勢力」が混在しているが、「反社会的勢力」で統一した方が良いのではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
23	II-2	純資産額規制比率（法第211条）においては、「銀行その他の政令で定める者を除く。」とされているため、II-2（リスク相当額の把握を含む）の規定は、「銀行その他の政令で定める者」は適用を受けないとの理解でよいか。	商品先物取引法施行令第28条各号に掲げる者については、II-2のうち純資産額規制比率に関する規定については適用を受けません。
24	II-2-2	純資産額規制比率の算出の正確性について検証する場合、他法令において規定されている検証体制が商品先物取引業も網羅した総合的なリスク管理体制であれば問題ないか。	商品先物取引業者は本指針「II-2-2 純資産額及び純資産額規制比率の正確性」に従って、純資産額規制比率の正確性について検証する必要があるものと考えております。
25	II-2-2(3)	市場リスク相当額及び取引先リスク相当額について、当該リスク相当額を了知しているべき者については、商品先物取	業務の態様に応じた合理的な方法により、取締役が了知している必要があるものと考えられます。

通し 番号	条項	質問	回答
		引業者の経営管理体制の実態に鑑み、取締役でなく、「リスク管理について責任を負っている役員クラス」に修正していただきたい。	
26	Ⅱ-3	Ⅱ-3-1の「事務リスク管理体制」及び2の「システムリスク管理体制」の記載が多岐にわたり詳細であるのに比べ、4の「市場リスク管理体制」、5の「取引先リスク管理体制」及び6の「基礎的リスク管理体制」の記載は相対的に簡素であり、トータルで見た場合にバランスを欠いているため、当該リスク管理体制についても詳細に記載されたい。	貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。
27	Ⅱ-3-2(3) ①	外部監査においても同様の効果を得られると考えられるが、外部監査を利用することは認められるか。	外部監査を利用することは妨げられないものと考えられます。
28	Ⅱ-3-2(4)	「適切なリスク管理体制の確立」と同様の趣旨と考えられるため、本項目は削除していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
29	Ⅱ-3-2(6) ④	システム統合においては既存システムについての詳細な理解のうえで各種の判断を行う必要があるところ、システム監査法人等の第三者機関はこの要請を満たす理解に達することが必ずしも容易ではない一方、これら第三者機関による監査等を行うと、期間的にも費用的にも会社の負担が大きくなる。このため、本項目を削除、又は第三者による評価以外に外部委託会社等既存システムに知見のある者の意見の活用、も選択的に活用できるように修正していただきたい。	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
30	Ⅱ-3-2(7)	システムリスク管理体制の留意点として、障害発生時における主務省への連絡体制の整備が求められているが、連絡を求める根拠規定は何か。	システム障害により、顧客に影響が生じたのか、生じた場合の対処内容等について、顧客保護の観点から主務省として状況の把握をしておく必要があるためです。 なお、障害の内容が重大な場合は、報告徴収を行う場合もあります。
31	Ⅱ-3-2(7) ③	「障害発生時、速やかに主務省に連絡する体制が整備されているか。」と報告を求めているので、商品先物取引業者が的確に対処できるよう報告の対象となるシステム障害の定義及び報告内容を明らかにされたい。	報告すべきシステム障害は、その原因を問わず、商品先物取引業者又は商品先物取引業者からの業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器に発生した障害であって、商品先物取引、その他顧客利便性に影響があるもの又はそのおそれがあるもの（一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。）と考えられます。 報告内容については、基本的には、システム障害の概要やシステム障害による顧客等への影響の有無等を連絡する必要がある

通し番号	条項	質問	回答
			あるものと考えられますが、障害の内容が重大な場合については報告徴収を行う場合があります。
32	Ⅱ-3-3(1) ④	「危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましい。」とあるが、営業店別の体制整備まで求めることは過剰ではないか。	危機発生時の体制整備は危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・営業店別に想定していることが望ましいものと考えられます。
33	Ⅱ-3-3(1) ⑤	「きめ細かな情報発信」とあるが、具体的にどのような情報を、どのような対象者に対して発信することを想定した記載か。従業員向けの情報発信と理解すればよいか。	組織内外の関係者、関係機関や関係当局への情報等の伝達を意味します。
34	Ⅱ-3-4 Ⅱ-3-5	「主務大臣の定めるところにより算出された」市場リスク、取引先リスクを適切に管理することが重要とあるが、商品先物取引法施行令第28条各号に掲げられている者の場合、純資産額規制比率対象外であることから、対象外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
35	Ⅱ-4-2	2行目の「リスク管理判断能力等に応じた取引内容」を適合性の原則の項目として追加された目的・意義を示されたい。また、商品先物取引業者として、どのような要素をリスク管理判断能力等として把握すればよいか明記されたい。	適合性の判断は、知識・経験・財産状況・目的の4つの要素をもって行われるところ、これらの要素の判断にあたっては、リスク管理判断能力等が影響を及ぼすことも想定されうると考えられますが、明確化の観点から、ご意見を踏まえ、記載を修正します。
36	Ⅱ-4-2	適合性の判断は、知識・経験・財産状況・目的の4つの要素をもって行うとの整理であると理解しているが、「リスク管理判断能力」を追加する趣旨を確認したい。また、同要素に係る判断については、法人向けヘッジ取引を主とする業者では、当該ヘッジ取引が有効なヘッジ取引として、取引終了まで機能することを顧客から確認する等、金融庁の主要行等向け監督指針の趣旨に則った対応をすること、との理解でよいか。	なお、法人向けヘッジ取引に関し、適合性の原則の適用がある場合については、その趣旨に則った対応が必要であり、具体的には、当該顧客との取引が有効なヘッジ取引として、取引終了まで機能することを顧客から確認するなどといった対応が望まれるものと考えられます。
37	Ⅱ-4-2	8行目の「初めて勧誘する顧客に「商品デリバティブ取引を始めませんか。」などと進める場合」が適合性の原則における勧誘として例示されているが、ここで想定されるケースはあくまで個別具体的な取引を勧誘する場合であり、個別具体的な取引条件等を明示せず、単に商品デリバティブ取引全般についての案内・情報提供のみを行うものである場合には「勧誘」に該当しないと考えるのが妥当と思われる。当該箇所について、例えば「初めて勧誘する顧客に「(個別具体的な)商品デリバティブ取引を始めません	ご意見の「単に商品デリバティブ取引全般についての案内・情報提供のみを行うものである場合」の意味にもよりますが、「商品先物取引業者が顧客に対して、商品取引契約の締結又は契約締結後の個々の取引の委託等の意思形成に影響を与える程度に商品デリバティブ取引を勧める行為」である場合には、ここでの「勧誘」に該当するものと考えられます。 なお、表現の適正化の観点から一部修正します。

通し番号	条項	質問	回答
		か。」などと勤める場合」という記載としていただきたい。	
38	Ⅱ-4-2	3行目の「一方、商品先物業者が顧客の意思決定に影響しない説明を行い」の表現については明確性に欠けるので、現行の「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（以下「委託者保護ガイドライン」という。）のA.「1. 定義」にあるように、「一方、客観的な事実の確認を行うなど、顧客の意思決定に影響しない説明を行い」との記載に修文されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
39	Ⅱ-4-2(1) ①	顧客カードについては、所定の内容を満たせば、様式は適宜作成すればよいとの理解でよいか。	ご意見の顧客カードの雛形等については、特段指定はしていませんが、顧客属性等の把握の適時の把握に資する項目について、適宜作成する必要があると考えられます。
40	Ⅱ-4-2(1) ①	「顧客カード」の雛形はあるのか。また、これは(4)①イで求められている「顧客の属性の把握」と同じという理解でよいか。	
41	Ⅱ-4-2(1) ① Ⅱ-4-2(2) ③ Ⅱ-4-3-4 (1)③	「顧客管理部門」は、「顧客管理責任者」（Ⅱ-4-2(2)②、各営業部門の管理責任者等）とどのような関係にあると想定しているのか。また、「顧客管理部門」と「内部管理部門」（Ⅱ-4-3-4(2)②、Ⅱ-4-4(1)①等）はどのような違いがあると想定しているのか。	ご意見を踏まえ、修正します。
42	Ⅱ-4-2(2) ②	具体的にどのような立場の者を「顧客管理責任者」と位置づけられるのか、定義を明示していただきたい。	
43	Ⅱ-4-2(2) ② Ⅱ-9-(7)⑥ ハ	「顧客管理責任者」を新たに社内規則等で定め、各営業拠点毎に当該名称の者を設置することまで求める必要はないのではないか。	
44	Ⅱ-4-2(2) ②、③	「顧客管理部門」とは、適合性判断等を各営業部で行っている場合は、当該各営業部を指すとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
45	Ⅱ-4-2(3)	「特定委託者、特定当業者及び一般顧客の取扱い及びそれらの間の移行手続について明確にした社内規則が制定され」とあるが、特定委託者等の移行手続については法令で明確に定められているため、別途社内規則を策定する必要はないと考える。	法令に定める手続を適正に行うことが必要と考えられるため、手続に関する社内規則の策定が望ましいと考えられます。
46	Ⅱ-4-2(3)	「安易な・・・移行を防止するよう厳正な審査に努めているか。」とあるが、「安易な」という表現があるところに加え更に「厳正な」審査を求めるとする表現は過度に厳しい審査を求めると理解され、萎縮的効果を生じさせることを懸念する。「安易な・・・移行を防止するよう審査を行っているか。」でどうか。	慎重な審査を行っていただくため、このような表現にしております。

通し 番号	条項	質問	回答
47	Ⅱ-4-2(4)	「(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項」について、勧誘のないオンライン取引やコールセンター取引には適用されないと理解でよいか。	オンライン取引やコールセンター取引にあっても、顧客の属性審査を行っていただく必要があります。
48	Ⅱ-4-2(4)	「商品デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」が、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘の1つとして規定されたことは高く評価できる。 従来のガイドラインでは、原則として不相当と認められる勧誘として定められていた、過去一定期間以上（直近の3年以内に延べ90日以上を目安とする）にわたり商品先物取引の経験がない者に対し、受託契約締結後の一定期間（最初の取引を行う日から最低3ヶ月経過する日までの期間を目安とする）において商品先物取引の経験がない者にふさわしい一定取引量（建玉時に預託する取引証拠金等の額が顧客が申告した投資可能金額の1/3となる水準を目安とする）を超える取引の勧誘を規定すべき。	従来、先物取引未経験者については、特に顧客保護を図るため、原則として不相当と認められる勧誘の対象となる取引を委託者保護ガイドラインにおいて画一的に規定する必要がありましたが、今般の法改正において不招請勧誘の禁止が導入され顧客保護が図られることから、本指針において明示する必要はなくなったものと考えられます。 また、デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘を適合性の原則（法第215条）に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘として位置づけ、業者内審査手続により適切に審査していただくこととしますが、いずれにせよ、主務省として、顧客保護が適切に図られているかどうか厳格に監督してまいります。
49	Ⅱ-4-2(4) ②□	「□ 適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘」のうち、「投資可能金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘」は、従来のガイドラインと同様に、「投資可能金額を超える取引証拠金を必要とする取引に係る勧誘」とすべきである。	投資可能資金額はⅡ-4-2(4)①□に記載のとおり、「顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」をいいます。 すなわち、投資可能資金額はあくまで損失を被っても生活に支障のない範囲で顧客が定める金額であるため、投資できる証拠金額のみを表すものではなく、手数料等も含めた金額を表すものです。
50	Ⅱ-4-2(4) ①□	本指針における投資可能資金額については、「顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失（手数料等を含む。）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」という定義のみ示されているが、具体的な計算方法を示して欲しい。	投資可能資金額を下回る証拠金による取引であったとしても、投資可能資金額を上回る損失が発生する可能性があるものと考えられますし、また投資可能資金額を上回る証拠金を必要とする取引は、投資可能資金額を上回る損失が発生する可能性が高いものと考えられます。
51	Ⅱ-4-2(4) ①□	取引の過程で損失（値洗損を含む）を生じた場合、当初設定の投資可能金額からその損失額を差引いた金額を新たな投資可能金額とするという理解でよいか。	このように、「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘」を行っているか否かについては個別事例ごとに取引の実態に即して判断されることが必要と考えられ、取引の実態に即して取引の仕組み・リスクを分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて適切に把握することが必要となります。
52	Ⅱ-4-2(4) ①□	「①勧誘にあたっての前提となる顧客の属性の把握の方法」□に掲げる投資可能資金額の説明において、「特に老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することとなっていないか」を説明するとあるが、顧客の年齢等を考慮せず画一的に当該説明を行うことは合理性がないと考えられるため、削除するべきである。	また、取引の過程で損失（いわゆる値洗損等）が生じた場合には、当該損失額を差し引いた金額が新たな投資可能資金額に
53	Ⅱ-4-2(4) ①□	投資可能金額の定義につき、従来のガイドラインと同様に、商品デリバティブ取引によって被った損失等（評価損、手	

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>数料、消費税を含む。)が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失額等を控除した額を、当該顧客の投資可能資金額とする旨を明示すべきである。</p>	<p>なるものと考えられます。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2(4)①ロに記載のとおり、投資可能資金額は、投資可能資金額の説明において、顧客が説明を聞き商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額を設定したものであることから、その資金額が老後の生活の備えとして蓄えた資産でないことを確認することは必要であると考えられますが、顧客が設定する投資可能資金額については、当該顧客の属性を勘案し、妥当か否かを適切に審査する必要があることから削除は適当ではないと考えられます。</p>
54	Ⅱ-4-2(4) ①ロ	<p>「・・・説明を受けた商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているかについて、分かりやすく説明し、適切に把握しているか。」とあるが、「・・・説明を受けた商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて適切に把握しているか。」ではないのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>
55	Ⅱ-4-2(4) ①ロ	<p>適合性の原則の遵守を実効あらしめるために、監督指針において、投資可能資金額の申告を求める際には、顧客において、顧客が投資可能資金額として想定している資産の内容、金額、預け先、本来の使用目的などを、具体的に投資可能資金額の申告する書面の中に記載させ、併せて商品先物取引業者において、顧客カード等の顧客管理に関して備え置く書面に記載することを義務付けるべきである。</p> <p>また、投資可能資金額の申告をする時点で、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を十分に理解しているかを確認するため、監督指針において、その際に、商品先物取引業者が説明すべき内容(例えば、当該取引において投資した資金をすべて失う可能性がある取引であること。)を具体的に示すとともに、顧客がその資金を失っても生活に支障がないかどうかを商品先物取引業者において、具体的に確認することを義務付けるべきである。</p>	<p>Ⅱ-4-2(4)①に記載のとおり、適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否かの判断を行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を丁寧に説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性の把握に努めなければなりません。</p> <p>また、商品先物取引業者は、顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定されたものとしているかどうかについて、当該顧客の属性を勘案し、妥当か否かを適切に審査する必要があると考えられます。</p> <p>いずれにせよ、主務省として、顧客保護が図られているかどうか厳格に監督してまいります。</p>
56	Ⅱ-4-2(4) ②イ	<p>「商品デリバティブ取引をするための借入れの勧誘」の趣旨をお伺いしたい。</p>	<p>例えば、借り入れを行わなければ商品デリバティブ取引を行うことができないような顧客に対する勧誘は、適合性の原則に照らして不相当と考えられます。</p>



通し 番号	条項	質問	回答
57	Ⅱ-4-2(4) ②イ	個人顧客との間の取引行為に関連する場合において、適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘として、「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」があげられているが、本項目の趣旨は「取引証拠金を超える損失を望まない者」に加え、そもそも「損失を望まない者」に対する商品デリバティブ取引の勧誘も不相当な勧誘とする趣旨か。	取引証拠金等を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者及び損失が生ずるおそれがある取引を望まない者に対する勧誘を適合性の原則に照らして不相当としているものです。
58	Ⅱ-4-2(4) ②イ	個人顧客との間の取引行為に関連する場合において、適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘として、「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」とあるが、「投資可能資金額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」ではないのか。「投資可能資金額」の定義を明確にしてください。	投資可能金額とは、「顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」をいいます。「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」とは、損失を望まない顧客と証拠金等までの損失を許容する顧客に対する勧誘を指しています。
59	Ⅱ-4-2(4) ②イ	具体例イに掲げる「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生じるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」について、a)取引証拠金を超える損失が発生しない取引（以下、「損失限定取引」という。）については不招請勧誘禁止の適用除外とされること、b)損失限定取引を勧誘した際、その取引を行わない旨の意思表示をした顧客に対しては再勧誘が禁止されること、c)損失限定取引以外の取引については顧客からの招請を受けて勧誘が行われること、等を勘案すれば、本例示に係る勧誘を「不相当と認められる勧誘」とすることは合理的とは言えないので、削除すべきである。	不招請勧誘の禁止、再勧誘の禁止とは関係なく、本例示の勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられますので、ご意見のような削除は適当ではないと考えます。
60	Ⅱ-4-2(4) ②イ	「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失・・・」の「損失又は」を削除すべきである。 ※先物取引に限らず投資行為は常に損失リスクを伴うもので、そもそも法第214条第9号は損失の発生を前提に規定しており、それと相反することとなる。また、委託者に損失が発生した場合に、この記載事項を根拠に裁判等において不利な結果を招きかねない。	商品先物取引業者にはリスクの説明義務があり、その説明を受けた顧客が、損失が生ずるおそれのある取引を望まないと判断した場合を想定していますので、削除は適当ではないと考えられます。
61	Ⅱ-4-2(4) ②ロ	「不相当と認められるおそれのある勧誘」の記述について、「原則として不相当と認められる勧誘」に改める。	従来の委託者保護ガイドラインでは、特に顧客保護を図るため、「常に、不相当と認められる勧誘」、「原則として不相当と認められる勧誘」を画一的に規定する必要性がありましたが、「不相当と認められる勧誘」と「不相当と認められるおそれのある勧

通し 番号	条項	質問	回答
			誘」にしたものでありますので、ご意見のような修正は適当ではないと考えられます。
62	Ⅱ-4-2(4) ②口	「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引」とは、具体的にどのような取引を指すのか不明であるため、具体的に示されたい。	個別事例ごと取引の実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。
63	Ⅱ-4-2(4) ②口	具体例口に例示された「(取引を継続することにより、投資可能金額を超える損失が発生する可能性が高い場合・・・)」とは、具体的にどのような場合を指すのか。	
64	Ⅱ-4-2(4) ②口	「(取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引を継続する行為を含む。)」との記載は、「当該取引を継続する行為」という文言の主体が顧客であることから、顧客が自らの意思で投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い取引を継続することについて、商先業者が黙認する不作為まで不相当と認められるおそれのある勧誘に該当してしまうので、勧誘の定義にそぐわないと考える。 そこで、「当該取引を継続するよう勧める行為」と記載を修正し、商先業者の行為による顧客の意思決定への影響があった場合にのみ、当該行為を不相当と認められるおそれのある勧誘とすべきである。	ご意見を踏まえ、修正します。
65	Ⅱ-4-2(4) ②口	具体例口に例示された「(取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引を継続する行為を含む。)」について、「取引を継続する」のは顧客であり、この行為を不相当と認められるおそれのある勧誘として例示することは合理性がないので、削除すべきである。	
66	Ⅱ-4-2(4) ②口	委託者が、投資可能資金額の上限に近い状況で建玉していて追証が発生したため、登録外務員の勧誘によらずに自発的な意思に基づいていることを証するものを提出して投資可能資金額を超える追証の預託をした場合は、ガイドラインに違反したことにはならないという理解をしている。 以下の点について理解が正しいか確認したい。 ①新法施行以前に契約締結をし、かつ上記申請を行ない当社の社内審査手続きを経て取引を継続していた委託者が、新	

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>法施行後に再び、不足金が発生したため、自発的な意思に基づいた「取引継続」の意思を示した場合には、これまでと同様に登録外務員の勧誘によらずに自発的な意思に基づいていることを証するものの提出を受けて社内審査を行なうことという手続きはガイドラインに抵触するものではない。</p> <p>②上記①と同様に新法施行以前に契約締結をし、かつ上記申請を行ない当社の手続きを経た上で、投資可能資金額を超える追証の預託を受けていた委託者が、新法施行後に取引を結了した結果、投資可能資金額を超える損失が発生することも想定できますが、新法施行後から取引結了の間は「取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、取引を継続する行為」に当たる。</p> <p>③新法施行後に取引を開始した委託者が、投資可能資金額の上限に近い損失状況で取引していて不足金が発生し、当該不足額を預託すると投資可能資金額を超える場合、例えば、当社が取引結了を促したのに対して、委託者が自発的な意思で取引継続の意思を示した場合、従前と同様に登録外務員の勧誘によらずに自発的な意思に基づいていることを証するものの提出を受ければ、不足金の預託を受けてもよい。</p>	
67	Ⅱ-4-2(4) ②□	商品デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘の例示については、説明義務や不招請勧誘の禁止規定等により既に十分な顧客保護が図られているため、削除すべきではないか。	適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのある勧誘の例示として、記載が必要なものと考えられます。
68	Ⅱ-4-2(4) ②□	該当箇所の具体例に、「一定以上の資産（例えば、1000万円以上）を有しない者に対する勧誘」を加えるべき。	貴重なご意見として、今後の参考にさせていただきます。
69	Ⅱ-4-2(4) ②□	「高齢者の年齢の例示」について、( )内「例えば、年齢 75 歳以上の者」とあるのを、「例えば、年齢 65 歳以上の者」と改めるべき。	高齢者の年齢について、従来のガイドラインと同様に例示を記載しておりますが、苦情が低減してきている状況においては、修正は必要ないと考えられます。
70	Ⅱ-4-2(4) ②□	具体例□に例示された「高齢者（例えば、年齢 75 歳以上の者）に対する勧誘」について、顧客属性を総合的に勘案する趣旨から、例えば「高齢者（例えば、年齢 75 歳以上の者）であって、商品デリバティブ取引その他の投資経験のない者に対する勧誘」等に修正すべきである。	□については、個別項目だけで顧客の属性の判断をしていただくものではなく、顧客の適合性を総合的に判断するための例示であると考えております。
71	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのある勧誘の類型に「商品	本項目は顧客の適合性を総合的に判断するための例示であるため、顧客保護の観

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」や、収入基準（例えば、年間 500 万円以上）、年齢基準（例えば、年齢 75 歳以上）等が掲げられているが、業者においてあらかじめしかるべき根拠をもって定められた審査基準にて適切に審査を行う体制を整備していれば、Ⅱ-4-2 適合性の原則(4)②ロに列挙されているそれぞれの基準に拘束されないという理解でよいか。</p>	<p>点をふまえた審査基準により適合性を判断することを妨げるものではありません。</p>
72	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>カッコ内の「例えば、年間 500 万円以上」や「例えば、年齢 75 歳以上の者」との記載については、(4)②ハに「適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であるか否かの基準については、・・・各業者において適切な基準を策定する必要がある。」とあることから、あくまでも例示であり、適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのある勧誘の類型に係る業者内審査手続きに関しては、業者自らが類型ごとの確認項目及び基準（適合要件）を設定するものであることを確認したい。</p>	
73	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>具体例「ハ 業者内審査手続等」に掲げる基準の策定については、顧客属性を総合的に勘案する趣旨から、例えば「顧客の類型や取引経験等、前記①イに掲げる顧客情報を総合的に勘案し、」等に修正すべきである。</p>	
74	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>具体例「ハ 業者内審査手続等」における「なお書き」は、不相当と認められる勧誘及び不相当と認められるおそれのある勧誘に当たらない場合であっても適切な審査を行う必要があるとの趣旨であるなら、例えば「なお、上記イ又はロに掲げられた者以外の顧客であっても、適切に顧客情報を審査しなければならない。」等に修正すべきである。</p>	
75	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>「なお、年収 500 万円以上、年齢 75 歳未満の顧客であっても、適切に顧客情報を審査しなければならない。」との記載については、例示でしかないことから、削除されたい。</p>	
76	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>7 行目の「特に厳格な審査が必要な場面」とは、顧客の類型ごとに画一的に定めるのではなく、業者ごとの個別の事情（企業規模や営業方針）を勘案して場面を想定するものであることを確認したい。</p>	
77	Ⅱ-4-2(4) ②ハ	<p>不相当と認められないための例外要件について、原則として不相当とされる各</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであるため、例外的な状況につ</p>

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>勧誘の類型ごとに、その満たすべき要件を具体的に規定すべき。</p>	<p>いて外形的画一的な要件を設定することは困難であると考えられます。</p> <p>不相当と認められるおそれのある勧誘であるとして例示している各勧誘類型については、顧客保護の観点から踏まえた適切な審査基準により適合性を判断することが必要と考えられます。</p>
78	<p>Ⅱ-4-3-1 (1)、(2)</p>	<p>従来のガイドラインより基準が緩和されたことと解されることのないよう、以下の点につき、監督指針案では、従来の具体的基準内容を維持すべきである。</p> <p>(1) 断定的判断の提供に該当するか否かの判断について、「(その際、顧客に損害が生じたか否かは関係ない。)」とのみ規定されているが、従来のガイドラインと同様に、「顧客がそれに応じて受託したか否か、委託によって損害が生じたか否かは、違法性の判断に影響しない。」との記載にすべき。</p> <p>(2) 委託又は申込みを行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止について、「勧誘お断り」の表示につき、従来のガイドラインと同様に「委託又は申込みを行わない旨の意思の表示」として扱うとの解釈指針を維持すべき。</p>	<p>顧客に損害が生じたか否かについて違法性の判断に影響しない旨は引き続き規定することとしています。</p> <p>また、顧客の意思表示の対象については、客観的状況から合理的に認められる顧客の意思を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、(2)につきましては、通し番号の81～83を参照してください。</p>
79	<p>Ⅱ-4-3-1 (1)②</p>	<p>監督指針では、断定的判断の提供禁止と並び、確実性誤認告知について触れており、確実性誤認告知にあたるか否かは、「当該勧誘を受ける顧客の属性等を勘案して判断される点に留意するものとする」としているが、専門的知識と豊富な経験を持つ顧客に対しては確実性誤認告知に当たらない場合もありうると、否定する方向の例だけをあげているが形手落ちです。例示するなら、知識のない顧客に対しては、「外務員の単なる相場予想であっても確実性誤認告知にあたりうる」ことを指摘しておくべきです。</p>	<p>確実であると誤認させるおそれのあることに該当するか否かは、勧誘を受ける顧客の属性等を勘案し、Ⅱ-4-3-1(1)②に例示を記載しておりますが、商品先物取引業者の言動が「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる」ものであったか否かは当該勧誘を受ける顧客の属性等を勘案して判断されるべきものと考えられます。</p>
80	<p>Ⅱ-4-3-1 (1)②</p>	<p>前段の文脈は理解できるが、「誤認させるおそれ」があるかどうかを問題にしているのであるとすると、事実上値上がりによる利益を意図したスキームを説明することが一切できないということを求めているようにも理解されかねず、過度に踏み込んだ表現となっているので、この部分（前段部分）を削除していただきたい。</p>	<p>ご意見のスキームを説明することは妨げられていないものと考えられます。</p>
81	<p>Ⅱ-4-3-1 (2)</p>	<p>「委託又は申込みの行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止」に関する留意事項について、従来のガイドラインの解</p>	<p>勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示への該当性については、その意思表示の対象が客観的状況から合理的に認め</p>

通し 番号	条項	質問	回答
		釈と異なる解釈が示されているが、上記の監督指針案の解釈は不当であり、監督指針においては、従来のガイドラインの解釈を維持すべき。	られる範囲で判断されるべきものと考えられますが、いずれにせよ、不招請勧誘の禁止規定の導入により、勧誘の要請をしていない顧客に対する電話又は訪問による勧誘は禁止されることとなります。
82	Ⅱ-4-3-1 (2)	「今は忙しいので後日にして欲しい」などというものは勧誘を受けた者が一般的に用いる代表的な断り文句といえるため、こうした意思を直接的に表示した場合のみではなく間接的に表示した場合も再勧誘禁止に含まれることを明示してほしい。	
83	Ⅱ-4-3-1 (2)	「住居の戸口に『勧誘お断り』表示をしている場合」について、戸口の「勧誘お断り」表示は、委託も申込も行わない旨の意思表示と解すべき。	
84	Ⅱ-4-3-1 (2)	法第214条第5号の規定は特定委託者、特定当業者には適用されないとされている（法220条の4）ため、監督指針上もそれを明示していただきたい。	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。
85	Ⅱ-4-3-1 (2) (4) (5)	委託又は申込を行わない旨を表示した顧客への勧誘の禁止（法第214条第5号）、勧誘を受ける意思の確認（法第214条第7号）、不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）に関し、顧客が特定委託者または特定当業者である場合については、適用されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。
86	Ⅱ-4-3-1 (3)	法214条第6号の規定については、法220条の4で特定当業者、特定委託者を相手方とする場合の適用除外が定められていないところ、これらいわゆる法人顧客への勧誘について「夜間・早朝、勤務時間中の勧誘」を、個人に対する場合と同様に「迷惑を覚えさせるような仕方」として制限することは、実務上多大な影響が想定される。本項の記載は対個人向けの勧誘についてであることを明記していただきたい。	夜間等の勧誘行為については、顧客の事前の指示等に基づく場合は明示的に迷惑勧誘の例示から除外しています。 いずれにせよ、迷惑勧誘に該当するか否かについては、個別事例ごとの具体的状況を総合的に考慮する必要があると考えられます。
87	Ⅱ-4-3-1 (4) ①	2段落目の「また、⑤イに掲げる」は「また、(5)①イに掲げる」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
88	Ⅱ-4-3-1 (5) ①③⑤	(1)「①不招請勧誘が禁止される商品取引契約」につき、法文上からは必ずしも適用の有無が明確ではない具体的取引例、例えばロスカット制度付きの市場デリバティブ取引やオプション取引の買い取引については不招請勧誘禁止の対象となることを明示すべき。 (2)「③不招請勧誘の禁止に抵触しないと考えられる事例」につき、ダイレクトメールを個人顧客に送付すること自体は不招請勧誘の禁止に当たらないとしても、	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものですが、従来の商品先物市場におけるロスカット取引やオプションの買い方となる取引に係る商品取引契約については、法令上の不招請勧誘の禁止規定の対象となるものと考えられます。また、ダイレクトメールをはじめとする不特定多数の顧客に対する情報提供については、広告等に関する規制を受けるものと考えられます。商品先物取引契約の危険性については、契約締結前交付書面の記載事項とし

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>不招請勧誘禁止の趣旨を貫徹するため、商品先物取引契約における仕組みや危険性を誤認させる記載を許さぬよう、記載内容につき、適切な規制をすべき。</p> <p>(3)「⑤顧客を集めての勧誘」につき、セミナー等に係る広告及び送付する案内状等に記載すべき内容として、「商品取引契約を締結する目的がある旨を明確に表示すること」のみならず、勧誘しようとする商品先物取引契約の危険性等についての説明も併せ記載するようにすべき。</p>	<p>て、例えば、取引証拠金等の額を上回る損失が発生するおそれがある場合には、その旨を記載するよう規定しています。</p>
89	Ⅱ-4-3-1 (5)①	<p>監督指針においては、具体的にどのような取引が不招請勧誘の禁止規定の対象となる取引であるかを、例を示すなどして、より明確に示すべき。</p>	<p>不招請勧誘の禁止規定の対象となるか否かについては、個別の取引類型によって法令に基づき実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
90	Ⅱ-4-3-1 (5)①	<p>不招請勧誘が禁止される商品取引契約について、国内公設先物取引は、すべて対象となる旨を明示すべき。</p>	<p>不招請勧誘の禁止の対象は、施行令第30条において規定したところです。</p>
91	Ⅱ-4-3-1 (5)②	<p>商品取引契約の締結の勧誘について、「商品取引契約の締結を目的とした勧誘受託意思の確認や適合性を含む一切の行為」とあるが、具体的にどのような行為を指すのか明確にされたい。</p> <p>例えば、セミナー（商品取引契約の勧誘を行わないもの）への参加のみの勧誘やバーチャルトレードへの参加のみの勧誘といった商品取引契約の締結と切り離された行為は、ここでいう「一切の行為」に含まれないものとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>勧誘に該当する行為については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、勧誘目的を明示したセミナー等への勧誘については、一般的には商品先物取引契約の締結を目的としている場合が多いと考えられるため、勧誘行為に含まれる場合が多いものと考えられます。</p>
92	Ⅱ-4-3-1 (5)②	<p>「勧誘の要請とは、顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うことを明確に求めることを指し」との記載があるが、常に顧客が「勧誘してください」という明確な言葉を発する訳ではないので、顧客から勧誘の要請と思われる具体的な言動があった場合には、商先業者が顧客に対して当該言動が勧誘の要請であるか否かを確認することは許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>顧客による勧誘の要請についても個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられ、必ずしも「勧誘してください」という発言である必要はないものと考えられます。</p>
93	Ⅱ-4-3-1 (5)②	<p>②に掲げる勧誘の要請について、商品デリバティブ取引についての詳細な説明を求めてきた場合も勧誘の要請があったと解することとし、「顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うことを明確に求めること（商品デリバティブ取引について詳細な説明を求める場合を含む。）」を追加していただきたい。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられますが、商品デリバティブ取引についての詳細な説明を求めることのみをもって、勧誘の要請があったとは認められないものと考えられます。</p>
94	Ⅱ-4-3-1 (5)②	<p>不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）の勧誘の要請の定義において、「顧客が業者に対して自らに対して勧誘を行うこと</p>	<p>不招請勧誘の禁止規定は電話又は訪問による勧誘について規定したものですが、顧客から勧誘を受けることについての同</p>

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>を明確に求めることを指す」とされているが、以下2点についての適切性についてご教示願いたい。</p> <p>(1) 資料請求申し込みフォームや口座開設申込書などに、同意事項として「勧誘を受けることに同意します」という文言で顧客の勧誘意思を表示してもらう方法は適切と判断されるか。(同意するというのは受動であって、顧客側からの要請とは判断されないのではないか。顧客からの勧誘請求の意思表示とはみなせないのではないか。)</p> <p>(2) 取引締結前交付書面に、金融商品取引業者からの勧誘を受けることに同意することをあらかじめ含めることによって、顧客が勧誘意思を表示したとは認められない。</p>	<p>意を得ることは、勧誘の招請を受けることとは別のものと考えられます。</p>
95	Ⅱ-4-3-1 (5)③	<p>不招請勧誘の禁止に抵触しないと考えられる事例として、ダイレクトメールを個人顧客に対して送付する行為が掲げられているが、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律や特定商取引に関する法律に規定される要件を満たし個人顧客に送信する電子メールは、ダイレクトメール同様に取り扱えることを明確化していただきたい。</p>	<p>不招請勧誘の禁止規定については、訪問又は電話による勧誘について適用があるものです。他法令の適用関係については、それぞれ確認する必要があるものと考えられます。</p>
96	Ⅱ-4-3-1 (5)③	<p>特定委託者、特定当業者以外に適用のある不招請勧誘の禁止の対象外となる行為としては、新聞広告も問題ないがその例も追加していただきたい。また、顧客が業者の店頭に出向いてきたときも適用がないと考えるがその例も追加していただきたい。</p>	<p>不招請勧誘の禁止規定は訪問又は電話による勧誘について適用されるものと考えられ、広告等については適用されないものと考えられます。</p>
97	Ⅱ-4-3-1 (5)④イ	<p>④イに例示された「当該顧客からの勧誘の招請状況及び過去の取引実態等に則した勧誘」とは、具体的にどのような勧誘か。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、既に長期間取引実績のない顧客に対し、顧客保護に欠けるおそれのない勧誘を行うこと等が該当するものと考えられます。</p>
98	Ⅱ-4-3-2 (1)②ニ	<p>顧客に「損失限定取引」を勧誘する場合にあっても、商品デリバティブ取引の基本的な仕組み・取引証拠金等を上回る損失が発生するリスクについて説明する必要があると理解してよいか。</p> <p>(20 ページ(1)②ニ「商品や取引の内容(基本的な商品性及びリスクの内容、種類や変動要因等)を十分理解させるように説明しているか。」、23 ページ(5)③イ(a)(i)「いわゆるレバレッジ取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失</p>	<p>損失限定取引の定義が不明ですが、取引証拠金等を上回る損失が発生するおそれのない取引について勧誘する場合であっても、取引証拠金等を上回る損失が発生するリスクについて説明する必要があるものと考えられます。</p>



通し 番号	条項	質問	回答
		が発生するおそれがあることについて、その仕組みも含めて説明しているか。」等)	
99	Ⅱ-4-3-2 (1)②ニ	「特に、契約締結前交付書面の内容の趣旨等を踏まえ、顧客判断に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど」とあるが、これは説明の手順を記載していることになるので、現行の施行規則第108条第2項が削除されることと矛盾すると考えられる。また、「顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか」については、顧客に対して説明を行う前提には、顧客が商品取引契約を締結しようとする意向が少なからずあると思われるので、説明を理解する意欲を失うような顧客に対し説明を履行するという状況は想定し得ない。以上のことから、「特に・・・顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項を丁寧に説明しているか。」といった記載に修正されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。 なお、「顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか」については、一方的な説明でなく、顧客に対して丁寧に説明することを求めたものです。
100	Ⅱ-4-3-2 (1)②ホ	下から1行目の「また、商品デリバティブ取引において、相場の変動等により損金が発生した場合、そのポジションを保持するために追加的に証拠金又は現金を預託しなければならない必要があるにも関わらず、その説明を怠り、顧客に誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。」とあるが、損失限定取引は該当しないことを確認したい。	相場の変動等により、追加的に取引証拠金等を預託する必要が生ずることとなるおそれがある場合については、その旨について説明する義務が発生すると考えられます。
101	Ⅱ-4-3-2 (1)②ホ	店頭商品デリバティブ取引においては、ポジション保持のために追加的に証拠金または現金を預託する必要がない場合もあることから、例えば、「ポジション保持のために追加的に証拠金または現金を預託する必要がある場合には」といった文言に修正いただきたい。	店頭商品デリバティブ取引において、ポジション保持のために追加的に証拠金又は現金を預託する必要がない場合については、当該事項について説明する義務はないと考えられます。
102	Ⅱ-4-3-2 (1)②ト	「経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘」とあり、取引に関しては両建てや途転、直し等の頻度によって該当するものがあると考えられるが、取引所取引の上場商品にあつては、経済合理性に欠ける商品は想定し得ないので、記載内容を修正すべきではないか。	「経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘」とは「顧客に対する経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘」を指しているため、修正の必要はないものと考えられます。
103	Ⅱ-4-3-2 (1)②ト	「顧客に不当な負担となる、あるいは経済合理性に欠ける商品や取引の勧誘、」は説明を行っているか否か以前にそもそも許されないと考えられるため、ト自体削除すべきではないか。もし、残すのであれば、「顧客が商品デリバティブ取引を行うに際し負担すべき費用をきちんと説明しているか。」としてはどうか。	本指針は、商品先物取引業者等を監督する上での評価項目であり、業者の監督上の観点から当該記載を削除することは適当ではないと考えられます。

通し 番号	条項	質問	回答
104	Ⅱ-4-3-2 (2)①	本指針では『顧客が当該商品先物取引業者に連絡する方法』は、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱方法について記載する」とされているが、10月22日に出された省令のパブリックコメントの回答(No.376)では「顧客が商先業者に対して各種照会等を行うための連絡先が適切に記載される必要があると考えられます。」としているので、この見解に合わせた記載とされたい。	例えば、苦情等を専門に扱う部門があり、当該部門に直接連絡できる場合は、その連絡先等を具体的に記載してもらおう趣旨です。
105	Ⅱ-4-3-2 (2)①	当該留意事項で定める「相談及び苦情に対する具体的な取扱方法について記載することとする」とは、商先法省令にかかるパブリックコメント回答(項番376)において示されたとおり、「各種照会等に対応する窓口に適切に取り次ぐ体制になっていることを前提に、代表電話番号等を記載する」ことも妨げられないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
106	Ⅱ-4-3-2 (2)③	「ロスカット取引」((4)④も同じ)とは、Ⅱ-4-3-6(1)①において定義されている「損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する条件」を指すのか確認したい。	貴見のとおりと考えます。なお、「ロスカット取引」の定義については、Ⅱ-4-3-2(2)②において規定するように修正します。
107	Ⅱ-4-3-2 (2)③	ロスカットの定めが特段ない、法人を相手方とするヘッジ目的の店頭商品デリバティブ取引においては、「取引を決済する方法」に、ロスカット取引に関する事項は記載不要との理解でよいか。	法人を相手方とするヘッジ目的の店頭商品デリバティブ取引か否かにかかわらず、ロスカット取引を整備した商品デリバティブ取引である場合については、ロスカットに取引に関する事項は、「取引を決済する方法」に該当し、契約締結前交付書面に記載する必要があると考えられます。
108	Ⅱ-4-3-2 (4)	I-1-1において、「委託者等(委託者又は店頭商品デリバティブ取引の相手方をいう。以下同じ。)」と定義されている。Ⅱ-4-3-2(4)は「委託者」を対象としているのであって、店頭商品デリバティブ取引の相手方は対象に含まれないとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、修正します。
109	Ⅱ-4-3-2 (4)①	法214条の禁止行為の「説明」は法定事項ではないことから削除していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
110	Ⅱ-4-3-2 (4)①	法第220条の4の規定にもとづき、顧客が特定委託者または特定当業者である場合については、適用されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

通し 番号	条項	質問	回答
111	Ⅱ-4-3-2 (4)① Ⅱ-4-3-2 (5)③イ(b)	インターネット専用商品とする場合は、以下2点につき監督指針から除外していただきたい。 ① 相場が急激に変動した場合の対応として、「顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか」 ② 顧客の理解確認 「顧客の理解が十分でない場合、再度説明しているか」	① 当該事項は、顧客からの問い合わせ等に対応することを求めるものであることから、インターネット専用商品であることをもって適用を除外することは適当でないと考えられます。 ② 当該事項は、理解が十分でない顧客に対して顧客保護の観点から再度、説明することを求めるものであり、インターネット専用商品であることをもって適用を除外することは適当でないと考えられます。
112	Ⅱ-4-3-2 (4)③ Ⅳ-2(2)③	純資産額規制比率の対象外先となっている者は本項目の適用対象外との理解でよいか。また、Ⅳ-2(2)③も同様に適用対象外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
113	Ⅱ-4-3-2 (5)③イ(a) (イ)	「短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の金額を」とあるが、法第217条第1項第2号の規定を踏まえ、「短期間に減損するおそれがあり、かつ、預託した取引証拠金等の金額を」と修文されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
114	Ⅱ-4-3-2 (5)③イ (a)(ウ)	「取引証拠金等の種類等を説明する際には、その発生する仕組みや顧客が預託する時期（商品取引契約締結後に取引を行う際）も含めて説明しているか。」とあるが、第12号の「追加的に取引証拠金等を預託する必要がある」についても「取引証拠金等の種類等の説明」と同様、顧客にとっては重要な情報であるため、「取引証拠金等の種類、並びに追加的に取引証拠金等を預託する必要がある旨を説明する際には、その発生する仕組みや顧客が預託する時期（商品取引契約締結後に取引を行う際）も含めて説明しているか。」と修文されたい。	当該事項は相場等の変動により追加的に必要となる取引証拠金等の説明も含めて、契約の締結前に全ての説明をしていただく趣旨であり、修正は必要ないものと考えます。 なお、説明を行わない場合は、説明義務違反となる場合があります。
115	Ⅱ-4-3-2 (5)③イ (a)(イ)	③契約締結前の説明において、イ(a)(エ)に掲げる手数料については自由化されており、あらかじめ定められた社内規定等に従って顧客ごとに設定するので、顧客に説明を行うのは標準手数料だけでよいとしていただきたい。	手数料等に関する事項の説明については、規則第104条第1項第13号において「手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び…」と規定されており、当該事項について説明する必要があると考えられます。
116	Ⅱ-4-3-2 (5)③ハ(a)	③契約締結前の説明において、ハ(a)顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合にあつては、顧客の商品デリバティブ取引の経験を勘案し、必要な事項についてのみ説明することとしても差し支えないとしていただきたい。	顧客が説明不要と意思表示した場合においても、顧客保護の観点から説明義務を免除することは適当でないと考えられます。
117	Ⅱ-4-3-2 (5)③ハ(b)	「インターネットを介して説明を行う場合においても、対面による勧誘の場合と同様に、商品先物取引業者は上記手順に準じて説明を行う必要がある（この場合において、商品先物取引業者による・・	ご意見を踏まえ、修正します。

通し 番号	条項	質問	回答
		・。）」とあるが、いわゆる２段階説明の現行省令第80条第2項が削除されたので、「インターネットを介して説明を行う場合において、商品先物取引業者による・・。」と修文されたい。	
118	Ⅱ-4-3-2 (6)	対象は商品市場取引であって、店頭商品デリバティブ取引は対象外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
119	Ⅱ-4-3-2 (6)	3段落目「自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた顧客に対し、その委託玉が商品先物取引業者の自己玉と対当する結果となったことを通知することが必要である場合が多いと考えられる。」とあるが、ここでいう「自己玉」とは、「特定取引に係る自己玉」であることを明記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
120	Ⅱ-4-3-2 (6)	「(売り取組高と買い取組高の)均衡」の意味について、自己玉を、委託玉の売り枚数と買い枚数とのいずれか少ないほうに建てれば、売り枚数と買い枚数とが全く同じでなくても、「均衡するように自己玉を建てること」に該当するという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
121	Ⅱ-4-3-2 (6)	「委託玉の売りと買いの少ないほうに自己玉が建てられるパターンが頻繁に(あるいは常時)認められる場合は、差玉向かいを故意に行っているとみなされる」という理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるものと考えられます。
122	Ⅱ-4-3-2 (6)	「他社を通じて自己玉を建てることによる差玉向かい」について、当然、説明義務があるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
123	Ⅱ-4-3-2 (6)	「差玉向かいに係る説明義務」について、「特定取引を行う商品先物取引業者は、顧客から個々の取引の委託を受けようとする際、顧客に対し、商品先物取引法施行規則第103条第1項第21号イ及びロに掲げる旨を、顧客が理解できるよう十分に説明する必要がある」と規定するに留まり、何ら具体的な明示をしていない。 しかし、この差玉向かいに係る説明義務については、新設の規定であり、商品先物取引業者がどのような内容の説明をすべきかについて、具体的に例示するなどして明確化しなければ、その説明義務の履行を徹底することは困難であり、監督指針の中で、商品先物取引業者が説明すべき具体的内容について、具体的な説明内容例を示すなどして、明確に示すべきである。	ご意見を踏まえ、修正します。 なお、規則第103条第1項第2号(対当させる取引)はそもそも禁止事項に該当するものと考えられます。
124	Ⅱ-4-3-2	(1)説明義務の対象となる「差玉向かい	

通し 番号	条項	質問	回答
	(6)	<p>玉」について、「委託玉と自己玉を通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉を建てること」と定義し、取組高ベースでの差玉向かいが含まれる旨を明示したことについては賛成である。ただし、「均衡」とは、最高裁判決の趣旨に則り、売り買い同数に限られないことを明確にすべきである。</p> <p>(2)顧客に対する説明内容として、「103条1項21号イ・ロに掲げる旨」としか規定されておらず不十分である。「特定取引により『委託者全体の損＝業者の益』『委託者全体の益＝業者の損』という形での構造的な利益相反関係が生じること」「特定取引により当該顧客と対当するポジションに立つ可能性があること」「かかる利益相反関係を踏まえ業者から提供される情報の信用性を吟味すべきこと」につき、具体的な例を挙げて説明するよう記載すべきである。</p> <p>(3)通知義務につき、「自己玉を建てる都度・・・通知することが必要である場合が多いと考えられる」では不明瞭であり、原則として通知を要する旨を明確にすべきである。</p> <p>(4)「故意」の例外要件として、「自己玉の受託・執行を行う部門と委託玉の受託・執行を行う部門との間で、委託玉の取引情報が漏えいしない措置が適切に講じられる場合」が挙げられているが、反対である。</p>	
125	II-4-3-2 (6)	<p>差玉向かいの説明義務に関し、ア「取引高均衡手法」が規則103条1項21号の「特定取引」であることを明示したことは評価する。であるならば、同条同項2号の「対当させる取引」も「取組高均衡手法」に他ならないことを明示すべきである。</p> <p>イ「取組高均衡」と言っても、同枚数に限られないことを明確にすべきである。</p> <p>ウ「故意に」の中には、「機械的に実行すること」も当然含まれることを明示すべきである。商品先物取引業者が従来行ってきた「取組高均衡手法」は、「機械的に実行してきた」ものが大半であると考えられるから、「機械的に実行すること」は「故意に」には含まれないなどという解釈では、ほとんど無意味な条項と化してしまうし、最高裁判所の判旨にも反する。エ上記の点（「機械的実行」も「故意に」に含まれることの明示）が実現されない</p>	

通し 番号	条項	質問	回答
		<p>場合、原案の末段の「なお書」（「ファイアーウォールが構築されていれば、結果的に取組高均衡になっても可」との留意書）は、脱法の口実とされかねないので、記載することに反対する。</p> <p>才顧客への説明内容は、素人が容易に理解できる程度に具体的なものであることを例示すべきである。</p> <p>力「取組高均衡手法」を使っている場合、原則として通知義務がある旨明記すべきである。原案の表現ではその点あいまいであり、妥当ではない。</p>	
126	Ⅱ-4-3-5	<p>「商品先物取引業者の役職員（特に登録外務員）」とあるが、勧誘や受託等を行う際の状況を前提としているので、「登録外務員」と修文されたい。</p> <p>また、顧客や委託者に対する誠実かつ公正の原則に関する記述が抽象的なので具体的に明記されたい。</p>	<p>勧誘や受託等を行う際に特に登録外務員の注意喚起をしているものですので、修正の必要はないものと考えられます。</p> <p>また、登録外務員は法令等を遵守して勧誘や受託等を行うことが必要と考えられます。</p>
127	Ⅱ-4-3-5	<p>「顧客や委託者に対して、勧誘や受託等を行う際に、商品先物取引業者の役職員（特に登録外務員）が適切に誠実かつ公正な対応をするために日々努めているか。」とあるが、本項ではどのような体制等を具体的に求めているのか、明確にしたい。</p>	
128	Ⅱ-4-3-6	<p>概念として「商品先物取引業者が顧客の意思決定に影響しない説明を行い、顧客が自己責任に基づき委託等の意思決定を行っている場合はここでの「勧誘」に該当しない。」とされているが、「Ⅱ-4-3-6 広告等の規制」(1)乃至(5)の要件を全て満たしているインターネットのホームページにおける「意思決定に影響しない説明」は、「勧誘に該当しない」と解して良いか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりと考えられます。</p>
129	Ⅱ-4-3-6 (1)①	<p>「損失が一定比率以上になった際に、自動的に反対取引により決済する条件（以下「ロスカット取引」という。）が設けられている商品取引契約であっても、・・・」とあるが、「ロスカット取引」という用語はⅡ-4-3-2(2)で既に使用されているため、当該用語の定義は初出箇所であるⅡ-4-3-2(2)でされているべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正します。</p>
130	Ⅱ-4-3-6 (1)②	<p>②において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていることについて、再勧誘の禁止に該当するおそれがある旨記載されているが、法における再勧誘の禁止は、「法第 200 条第 1 項第 2</p>	<p>セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させた場合に、当該セミナー等が商品取引契約の勧誘の目的があると判断されれば、再勧誘の禁止に抵触しうると考えられます。</p>

通し 番号	条項	質問	回答
		号から第6号までの委託又は申込みを行わない旨の意思（その委託又は申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し」その勧誘をすることと規定されており、セミナーの継続的受講については禁止の対象とされていないため、本項目は削除していただきたい。	
131	Ⅱ-4-3-6 (1)⑥	「投資額に欠損が生じるおそれがある場合又は当初投資額を上回る損失が生じるおそれがある場合には、その旨を明確に表示しているか。」としているが、Ⅱ-4-2(4)②イ(16ページ)に合わせて「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生じるおそれのある場合には」に修文されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
132	Ⅱ-4-3-6 (3)	「なお、特定委託者及び特定当業者は適用されない点に留意が必要である」とあるが、(3)誇大広告に関する留意事項についても適用されないのか。	貴見のとおりと考えられます。
133	Ⅱ-4-3-6 (5)	「広告等の審査を行う広告管理責任者が配置され・・・」とあるが広告管理責任者の要件は想定されているか。 「広告管理責任者が配置され、審査基準にもとづいた適正な審査が実施されているか」とあるが、「広告管理責任者」の資格要件や配置基準等について、具体的な定めはあるか。外務員登録者以外でも、適正に審査を行うことができる者であれば、問題ないとの理解でよいか。	本指針では広告管理責任者の要件は定められていないものの、例えば、自主規制団体において広告管理責任者に関する要件を定めることは妨げられていないものと考えられます。
134	Ⅱ-4-3-7 (2)	5行目に「両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。」とあるが、理解しやすい表現とするため「適切に対処していくこと」の例示を付加されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
135	Ⅱ-4-3-7 Ⅱ-4-3-8	商品先物取引に関するあっせんについて、例えば全銀協を利用する場合には、本指針に記載がある「日商協におけるあっせん・調停制度」は「全銀協におけるあっせん・調停制度」と読み替える対応を行うことでよいか。	日商協以外の組織が商品デリバティブ取引に係るあっせんを行う場合については、商品先物取引法の観点からは、ご意見のような対応を行うことが望ましいと考えられます。
136	Ⅱ-4-3-7 Ⅱ-4-3-8 Ⅱ-4-4	店頭商品デリバティブ取引について、2010年12月31日以前に成約した取引、および2010年12月31日以前に成約し苦情化している取引についても、遡及して適用されるとの理解でよいか。 許可申請を行い、引続き商品先物取引業を行う者と、許可申請を行わず決済の終了のみ行う者で解釈が異なる場合は併せて確認したい。	施行日以降、店頭商品デリバティブ取引は原則として商品先物取引法の適用対象になりますので、当該取引の成約日にかかわらず、当該取引に係る苦情等については、本指針の対象となります。 また、日商協における苦情・紛争等の対応を予定しているのは、商品先物取引業の許可を受けた者に限られます。

通し 番号	条項	質問	回答
137	Ⅱ-4-3-8 (1)	「日商協のあっせん・調停制度において求められる措置・対応を含め」との記述については、日商協の苦情の解決を排除する理由はないので、「日商協における苦情の解決及びあっせん・調停制度において求められる措置・対応を含め」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
138	Ⅱ-4-3-9	「商品先物取引業者は、委託者等からの資産の預託を受けていることから」とあるが、商品先物取引業者であっても媒介・代理のみを行い、資産の預託を受けないことも考えられる。「商品先物取引業者のうち、委託者等からの資産の預託を受けている者にあつては」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
139	Ⅱ-4-3-9 (1) Ⅳ-1 Ⅳ-2(2)④	分離保管が原則適用のない法人向け店頭商品デリバティブ取引のみを取り扱う銀行は、適用除外との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
140	Ⅱ-4-4(1)	「なお、商品先物取引業者からの法第214条の3第3項に基づく確認の申請又は主務省若しくは日商協に対する事故報告があった場合にも、同様の取扱いとする。」とあるが、前段の事故確認について該当条文（法律）を引用しているので、後段の主務省への事後報告についても同様に該当条文（省令）を引用し、「なお、商品先物取引業者からの法第214条の3第3項に基づく確認の申請又は省令第103条の3第3項に基づく主務省への事後の報告若しくは日商協に対する事故の報告があった場合にも、同様の取扱いとする。」に修正されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
141	Ⅱ-4-4(1) ①	内部管理部門へ迅速かつ適切に報告を行っており、組織全体で十分な管理・牽制態勢が整っている場合には、取締役会への報告は必ずしも事故発生の都度行う必要はないとの理解でよいか。	顧客保護に適切な対応がされていれば、貴見のとおりと考えられます。
142	Ⅱ-4-4(1) ④	「発覚した事案や委託者等からの申出に関しての対応状況はどこまで進んでいるか。」とあるが、進捗状況の把握を求めているのであれば、「発覚した事案や委託者等からの申出の進捗状況を把握し、解決に向けて適切に対応しているか。」に修正されたい。	事案の対応状況を監督上確認するためのものであり、ご意見の表現に改めることは不適當であると考えられます。
143	Ⅱ-4-5(1) ③	「所属商品先物取引業者の管理担当部門」とあるが、これは17ページの上から3行目の「管理部門」を指すのか、それとも「内部管理部門」を指すのか明確にされたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
144	Ⅱ-4-5(3)	商品先物取引仲介業者の法令等遵守意	ご意見の事項については所属商品先物



通し 番号	条項	質問	回答
		識の徹底として、全ての事項を網羅した記載は無理であるが、法第 240 条の 17 において準用する事故の確認申請等は所属商品先物取引業者を通じて行うことになるので、商品先物取引仲介業者が所属商品先物取引業者に適切に報告することについて、「④ 商品先物取引仲介業者において商品取引事故が発覚し、又は委託者等からの申出があった場合、所属商品先物取引業者はその内容を当該商品先物取引仲介業者に調査させ、適切かつ速やかに報告させているか。」を追加してはどうか。	取引業者と商品先物取引仲介業者の詳細な契約関係に関するものであることから、当該事項を記載することは、適当ではないと考えられます。
145	Ⅱ-5(1)③	「委託者等からの受託方針が適切に定められているか」とあるが、商品先物取引業者等が定めるべき「受託方針」について具体的内容を記述されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
146	Ⅱ-6(2)①イ	暴力団排除条項について、商品デリバティブ取引を行う前段階における預金口座開設時や銀行取引約定書締結時に既に対応している場合にあっては、個別の店頭商品デリバティブ取引に係る契約書等にまで導入を求める趣旨ではないとの理解でよいか。	適切な対応がされていれば、貴見のとおりで差し支えないと考えられます。
147	Ⅱ-6(2)②ロ	(2)②ロに掲げる反社会的勢力に関する情報のデータベースに関する記述は、削除していただきたい。	適正な顧客管理を行う上で、反社会的勢力に関する情報のデータベースの活用を代表的な事例として例示したものであります。
148	Ⅱ-6(2)⑤	「絶えず反社会勢力対応部署が監視する」の部分に実務上違和感がある。「反社会勢力対応部署」は本監督指針において「反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署」と定義されており、そもそも「役職員の監視」の任を負うものではないと考える。また、「監視」よりは、「気づいたら早急に報告し適切対応する」ものとする。その他、「反社会的勢力」が「反社会勢力」と記載されている箇所もあるため、下記の通り変更を提案する。――⑤ 役職員についても、反社会的勢力への所属はもとより、反社会的勢力又はその傘下にある構成員からの不当な関与や、反社会勢力からの支配・反社会勢力の雇用や業務委託等による使用が確認された場合は速やかに反社会勢力対応部署等の管理責任部署に報告するとともに、仮にそのような者が現れた場合には直ちに人事担当と担当取締役等に連絡し、必要な処分を検討するものとする。	ご意見を踏まえ、修正します。
149	Ⅱ-6(2)⑤	人事担当と取締役会へ直ちに連絡する	適切な対応が行われていることが、必要

通し 番号	条項	質問	回答
		ことは、実務的に対応困難であることから、組織全体で必要十分な態勢が整っている場合には、担当部署への連絡等による対応を許容する規定としてほしい。	であると考えられます。
150	Ⅱ-8	帳簿の本店における集中保管の対応を許容することを明らかにしていただきたい。	ご意見を踏まえ、追加します。
151	Ⅱ-9(3)	「無人の営業所又は事務所についても、法第198条第1項の規定による標識の掲示を行う必要があることに留意するものとする」とあるが、商先法省令パブコメ回答208の記載のとおり、商品デリバティブ取引を行っていない無人の営業所または事務所（例えばATMコーナー等）は、標識の掲示は不要との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
152	Ⅱ-9(7)⑥ ホ(b)	「ディスクロージャー」とあるが、これが何を指しているのか明確にされたい。	企業情報開示のことであり、株主等からの要請に応える要員の確保をしているかどうかということです。
153	Ⅱ-10(1) ③	「注文の受発注」とあるが「注文の受注」としていただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
154	Ⅱ-10(1) ⑤	苦情相談業務を行う者については、外務員登録の範囲から除外していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
155	Ⅱ-11	他の項目に比較して相対的に記述が簡素であるので、具体的に記述されたい。	ご意見を踏まえ、修正します。
156	Ⅲ-1-2(1)	売買管理体制については、具体的には、常に商品先物取引業者等の監督の基本的な方針に記載されていることを直接にチェックし、管理を行うのではなく、いずれ協会等より売買監視体制の具体的な指針が発表され、それに基づきチェックや管理を行うという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
157	Ⅲ-1-2(1) ①イ	「委託者の商品先物取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し」とあるが、委託者といっても属性から多様であり、法においても個人顧客から特定委託者や特定当業者まで規定していることから、全ての委託者を対象にした不公正取引の防止措置を求めることには無理があるので、この目的を達成するために管理すべき委託者を特定されたい。	全ての委託者について不公正取引防止措置を講ずることが必要であるものと考えられます。
158	Ⅲ-1-2(1) ①ハ	「商品デリバティブ取引を行うに不適確となった」は「商品デリバティブ取引を行うに不適格となった」の誤りではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
159	Ⅲ-1-2(1) ①ホ	仮名又は借名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、「主務大臣に報告するものとする。」と報告義務を定めているが、これは疑わしい取引とし	貴見のとおりと考えられます。

通し 番号	条項	質問	回答
		ての届出との理解でよろしいか。	
160	IV-2	店頭商品デリバティブ取引に関して記述しているが、(1)は金融機関等が行うスワップ取引が、(2)では①から⑤は商品CFD取引が、⑥から⑩はスワップ取引が該当するとの理解でよろしいか。	当該記載事項が該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられます。
161	IV-2(1)	優越的地位については、金商業者では歴史的経緯があり、金商法(44条の3)及び業府令(金商業府令153条1項10号)により規定があるため、金商業者監督指針でも優越的地位の乱用に関して制限をしているものと理解している。一方、商先法ではこの規定がないため、いわゆる上乗せ規制に該当しないように、監督指針で優越的地位について言及する場合には法律上の根拠を明示すべきと考える。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。
162	IV-2(1)	「優越的地位を強調して勧誘」とは、「自己の取引上の地位を不当に利用する」との金商法業等府令第150条第3号と同趣旨との理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
163	IV-2(2)	商先法の規制対象外とされる取引や説明義務等が適用除外される取引(特定委託者・特定等業者を相手とする取引等)についてまで、一律の対応を求めるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
164	IV-2(2)①	店頭商品デリバティブ取引において、「始値」「高値」「安値」「終値」の概念が無い場合には、個別の商品性に応じた提示方法が許容されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
165	IV-2(2)②	店頭商品デリバティブ取引においては、実取引に照らして説明に馴染まないことから、特に説明を求められた場合のみ、都度カバー取引を行っているわけではない実態等を適宜説明する対応でよいか。	当該事項は顧客から説明を求められた場合に、適切に説明を行うことが求められており、説明の程度については個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
166	IV-2(2)③	IV-2(2)③の自己勘定取引に係る説明については、同様の内容がII-4-3-2(4)③にも記載されているが、対象は「委託者」とされている。IV-2(2)③も「委託者」に対する説明を想定しているとの理解でよいか。仮に店頭商品デリバティブ取引の相手方に対して店頭商品デリバティブ取引業者が説明すべき事項である場合、どのような趣旨にもとづいて、どのような説明を行うことになるか確認したい。	II-4-3-2(4)③において、対象は「顧客」としています。
167	IV-2(2)⑥	「当該店頭商品デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。」とあるが、プロアマ制度の趣旨を踏	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。

通し 番号	条項	質問	回答
		まえ、このような説明が求められる相手方は特定委託者、特定当業者以外の一般顧客に限られることを明示していただきたい。	
168	IV-2(2)⑥、 ⑦	項番⑥および⑦の説明に関しては、あらゆる商品に対し、一律に全ての対応を求めるのではなく、顧客の知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、商品内容やそのリスクに応じた対応が許容されるとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
169	IV-2(2)⑥ イ	最悪のシナリオについては、例えば、過去のストレス時も含めた一定期間内における最悪値を用いることも、1つの方法であると考えてよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、ご意見の場合についても1つの方法であると考えられます。
170	IV-2(2)⑥ ロ、⑦ハ	顧客が許容損失額を明らかにしない場合は、合理的な最悪シナリオにもとづく想定最大損失額を提示したうえで、顧客が理解し了解を得た旨確認することを原則としつつ、顧客の許容損失額の確認については、銀行が顧客へのヒアリング・与信判断における検証を通じて可能な限り対応するとともに、顧客から損失許容額の明言がなかった場合や、損失許容額が最大損失額等を下回る場合は、最大損失額や中途解約清算金の説明を行い、「最悪のシナリオに至らない場合であっても顧客の事業状況や金融指標等の状況等によっては、顧客が許容できない損失が発生する可能性があること」について顧客に説明し、顧客が理解したうえで了解を得た旨の記録を残すことで問題ないか。	顧客が、想定最大損失額についてよく理解した上で、これを許容可能とする場合には、当該額を顧客が許容できる損失額として取扱うことも妨げられないものと考えられます。 したがって、例示のケースのように取扱うことについても妨げられないと考えられます。
171	IV-2(2)⑥ ロ、⑦ハ	「顧客が許容できる損失額」については、顧客の申出等により確認することを想定しており、業者が独自に調査等を行うことまでを求める趣旨ではないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
172	IV-2(2)⑦	「当該店頭商品デリバティブ取引に係る商品取引契約の中途解約及び解約清算金について、例えば、以下のような点を含め、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか。」とあるが、プロアマ制度の趣旨を踏まえ、このような説明が求められる相手方は特定委託者、特定当業者以外の一般顧客に限られることを明示していただきたい。	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。
173	IV-2(2)⑧	「提供する店頭商品デリバティブ取引がヘッジ目的の場合、当該取引について以下が必要であることを顧客が理解しているかを確認し、その確認結果を踏まえて、適切かつ十分な説明をしているか。」	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。

通し番号	条項	質問	回答
		とあるが、プロアマ制度の趣旨を踏まえ、このような対応が求められる相手方は特定委託者、特定当業者以外の一般顧客に限られることを明示していただきたい。	
174	IV-2(2)⑧ イ、ロ	「ヘッジ手段として有効に機能する場面は、契約終期まで継続すると見込まれること」を確認しているかとは、契約時点においてヘッジ手段として有効に機能することが確認可能で、契約前の相当期間についても同様のヘッジニーズが認められる場合、今後の契約期間についてヘッジニーズ縮小等が予想される積極的な理由がないことを確認できれば十分との理解でよいか。	ご意見のような確認の方法も妨げられないと考えられます。
175	IV-2(2)⑧ イ	顧客の事業の状況や市場における競争関係については、銀行における与信手続において、十分な確認・検証を行うことで問題ないとの理解でよいか。	ご意見のような方法をとることも妨げられないと考えられます。
176	IV-2(2)⑨	「上記⑥から⑧までに掲げる事項を踏まえた説明を受けた旨を顧客から確認するため、例えば顧客から確認書等を受け入れ、これを保存する等の措置をとっているか。」とあるが、プロアマ制度の趣旨を踏まえ、このような対応が求められる相手方は特定委託者、特定当業者以外の一般顧客に限られることを明示していただきたい。	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。
177	IV-2(2)⑩	「当該店頭商品取引契約に係る顧客の契約意思の確認について、契約の内容・規模、顧客の業務内容・規模・経営管理体制等に見合った意思決定プロセスに留意した意思確認を行うことができる体制が整備されているか。」とあるが、プロアマ制度の趣旨を踏まえ、このような対応が求められる相手方は特定委託者、特定当業者以外の一般顧客に限られることを明示していただきたい。	貴見のとおりと考えられますが、法令上明らかであり、本指針に明示する必要はないものと考えられます。
178	IV-2(2)⑩	取締役会議事録の写しを徴収することが一律に求められるわけではなく、ヒアリングや確認書等の受入れ等によっても妨げられないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
179	IV-2(2)⑩	「店頭商品取引契約」は、店頭商品デリバティブ取引の誤植ではないか。	ご意見を踏まえ、修正します。
180	IV-3	IV-3では商品CFD取引に関して記載していると思われるが、金融機関等が行うスワップ取引に関してはどのような扱いになるのか明記されたい。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、IV-3は個人顧客向け店頭商品デリバティブ取引に関する事項へと修正します。
181	IV-3(1)、 (4)	1. 「相手方」とは「顧客」のことを示すとの理解でよいか。 2. 銀行または法人向け店頭商品デリバティブ取引の適用除外を明記願いた	ご意見を踏まえ、修正します。

通し 番号	条項	質問	回答
		い。	
182	IV-3(3)	これらの内容は、取引証拠金を受け入れない法人顧客を相手方とするヘッジ目的の店頭商品デリバティブ取引には適用されないとの理解でよいか。	ご意見を踏まえ、修正します。
183	IV-3(4)③	「常時モニタリングする体制」について、業務の実態に応じ、必ずしもリアルタイムでの監視まで求めるものではないとの理解でよいか。また、モニタリング実施部署は、フロント部門と分離されていれば必ずしも「バックオフィス」に限定されるものではないとの理解でよいか。	業務の実態に応じて、適切にモニタリングが行われる必要があるものと考えられます。
184	IV-3(5)②	収益構造及び取引量に照らして十分な収益性を確保できるか検討した上で、スプレッド又は手数料を決定し、これを定期的に検証し、見直すなどの一連の手続きについて社内規程等を策定するよう求められているが、収益性の確保に係る検討は業者の経営者による経営判断によるものであり、かかる手続きを社内規程として定めるのは実態にそぐわないと考えられる。	ご意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、十分な収益性を確保できるかを検討した上で、スプレッド又は手数料を決定し、これを収益構造及び取引量の変化等を踏まえて定期的に検証し、必要に応じて見直すことが必要と考えられます。